

横浜市障害児入所施設法外扶助費（物価高騰等支援対策分）のご案内

物価高騰の影響により、光熱費等の負担が増加している市内障害児入所施設の負担軽減を図るため、障害児入所施設法外扶助費を支給します。

1 支給対象

市内の指定障害児入所施設

2 支給経費

- ・施設において負担する光熱費等
- ・児童の支援に供する車両に係る燃料費

3 支給額（予定）

【光熱費等】

入所児童1名あたりの各月の単価（光熱費等） （単位：円）

障害児入所施設	5,660×各月初日在籍児童数
療養介護の指定を受ける 医療型障害児入所施設	2,270×各月初日在籍児童数

【児童の支援に供する車両に係る燃料費（当該車両を所有する場合のみ）】

1施設あたりの単価（施設所有車両に係る燃料費） （単位：円）

障害児入所施設 （上限：5台）	30,000×台数
--------------------	-----------

4 留意事項

- （1）燃料費について、同一の車両について複数の施設・事業所で補助を申請することはできない。
- （2）同一建物内で複数事業（他法に基づく事業も含む）を実施しており、他の物価高騰対策として実施される補助事業の対象となる場合は、補助内容が重複した申請をすることはできない。

5 申請方法・申請窓口等

近日中に手続きに係る必要書類一式を各施設あてに送付します。

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4274 メール：kd-syogaijitsusyo@city.yokohama.jp